

蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の解決、集客力の向上又は売上げの増加を図るための魅力ある店舗づくりに取り組む事業者に対し、店舗改装費用等の一部を補助することにより商業の活性化及びにぎわいの創出を図ることを目的として、蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗 市内に存し、販売、サービスの提供等の顧客との対面による事業の用に供するため、所有し、又は賃借している建築物（住宅部分を併用している場合を含む。）をいう。
- (2) 改修事業 市長が地域課題の解決、集客力の向上又は売上げの増加を図るための魅力ある店舗づくりに資すると認める店舗の改築又は改装工事をいう。
- (3) 備品 市長が地域課題の解決、集客力の向上又は売上げの増加を図るための魅力ある店舗づくりに資すると認める物品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内で事業を営む個人又は本市に法人の届出がされている法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納期の到来した市税及び国民健康保険税を完納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係しない者
- (3) 補助金の交付を申請する前に、蕨商工会議所が実施する専門家による企業診断を受けている者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を備えた店舗について行う改修事業及び備品の購入とする。

- (1) 別表第1に掲げる業種を主として営む店舗であること。
- (2) 申請日時点で1年以上継続して同一店舗で同一事業を営んでいること。
- (3) 1週間当たり5日以上営業を行い、不特定多数の来客があること。

- (4) 営業日に1人以上の従業員が常駐すること。
 - (5) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項の大規模小売店舗又は当該大規模小売店舗内のテナントでないこと。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に規定する風俗営業を行う店舗でないこと。
 - (7) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗でないこと。
 - (8) 国、埼玉県及び本市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が不相当と認める場合は補助対象事業から除くものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、改修事業又は備品の購入に係る費用であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 改修事業及び備品の購入に係る費用の合計が10万円以上（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）であること。
 - (2) 改修事業の発注先及び備品の購入先が市内の事業者であること。ただし、市内業者で対応できないもの等については、この限りでない。
- 2 住宅部分を併用している店舗において改修事業を行う場合は、店舗部分の工事と住宅部分の工事は分けて行い、店舗部分に係る工事のみを補助対象経費とする。ただし、住宅部分を併用している店舗において、改修事業が店舗全体に及び、店舗部分の工事と住宅部分の工事を分けられない場合は、住宅部分と店舗部分の床面積で按分した費用を補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の3分の2（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1店舗あたりの上限は、30万円とする。

- 2 補助金は、1店舗につき1回を限度とし、予算の範囲内で行うものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修事業又は備品の購入（改修事業を行い、かつ、備品の購入を行う場合にあっては、いずれか早い方）に着手する14日前までに蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 企業診断結果が分かる書類
- (2) 改修工事予定箇所の図面
- (3) 改修工事等の見積書の写し
- (4) 施工前の現場写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業の中止及び変更）

第9条 申請者がやむを得ない事情により、第7条の申請書に記載した内容を中止しようとする場合は、蕨市魅力ある店舗づくり支援事業中止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 申請者がやむを得ない事情により、第7条の申請書に記載した内容を変更しようとする場合は、蕨市魅力ある店舗づくり支援事業変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上承認の可否を決定し、蕨市魅力ある店舗づくり支援事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 第8条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、店舗の改修事業又は備品の購入が完了したときは、当該完了日から30日を経過する日又は第8条の規定による通知を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し又はこれに準ずる書類
- (2) 施工後の現場写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、交付決定者から前条の規定による実績報告を受けたときは、その

内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、蕨市魅力ある店舗づくり支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

業種分類	
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
P	医療、福祉

※日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく分類